

富山空港特定運営事業等実施方針の概要

令和7年1月24日
富 山 県

1 事業の目的

富山空港の本来の役割を最大限発揮させ、空港の利用促進や魅力向上による空港及びその周辺、本県の地域全体の活性化を図るため、行政の信用や民間の創意工夫など、県と運営権者のそれぞれの強みを活かし、官民連携による相乗効果により地域経済の発展を目指す。

2 事業の概要

(1) 事業期間

- ・当初10年間（オプション延長・合意延長含め最長運営期間25年間）
- ・最長運営期間の範囲内でオプション延長及び合意延長は複数回実施可能

(2) 事業方式

- ・県は、公募により運営権者を選定
- ・運営権者は、本事業の遂行のみを目的とするSPC（特別目的会社）を設立し、県から公共施設等運営権の設定を受けることにより滑走路等を、ビル会社の株式を取得することによりターミナルビルを一体的に運営

(3) 事業範囲

①空港運営等事業

（空港基本施設等の維持管理、運営、着陸料等設定・收受等、空港用地等管理）

②空港航空保安施設運営等事業

（航空灯火施設等の維持管理・運営等）

③環境対策事業

④附帯事業

（規程の策定等、空港用地等貸付事業、駐車場施設事業、ハイジャック等防止対策に関する費用負担、協議会への出席、運営権者が提案する事業・業務）

⑤ビル施設等事業

（旅客ビル施設事業、貨物ビル施設事業、航空機給油サービス事業、空港用地内での任意事業）

(4) 運営権設定対象施設

①空港基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、緑地等）

②空港航空保安施設（航空灯火施設）

③駐車場施設

④空港用地（河川区域内を除く（※））

⑤周辺用地（河川区域内を除く（※））

⑥各施設の附帯施設（土木施設、建築物、機械施設、電気施設等）

※河川区域内の運営権設定対象施設については、河川法（占用許可条件等）を遵守し運用

(5) 料金收受・費用負担

＜料金收受＞

- ・運営権者は、着陸料等、空港航空保安施設使用料金、旅客取扱施設利用料、駐車場施設利用料金及びビル施設利用料金等を設定・收受できる。

＜費用負担＞

- ・運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、「(7) 更新投資負担金及び運営費用負担金」に記載の県からの財政支援を受けたうえで、本事業に要するすべての費用を負担

(6) 更新投資等の取扱い

- ・運営権設定対象施設等については、運営権者自らの判断で維持管理（更新投資）ができる。
- ・運営権設定対象施設等の維持管理（更新投資）のうち、資本的支出相当分については、県が全額負担
- ・運営権設定対象施設等については、建設（新規投資）及び改修を行うことができない。
- ・公益上の理由で県が維持管理（更新投資）を行う場合がある。

(7) 更新投資負担金及び運営費用負担金

- ・更新投資負担金の上限額は70億8,800万円（税抜・10年間）とし、毎年度、県と運営権者との間で更新投資に関する協定を締結のうえ、県が費用負担する。
- ・運営費用負担金の上限額は34億円（税抜・10年間）とし、応募者からの提案を求めたうえで、実施契約に定めた範囲内で県が費用負担する。なお、除雪費は、天候条件等により大きく変動するため上限額には含めず、別途実費精算とする。

(8) 職員の派遣等

- ・運営権者は、希望する場合には、空港運営事業に関連する県職員の派遣を県に要請することができる。（職種、人数、期間等は競争的対話を通じて決定）

(9) 運営権者が支払う本事業の対価

- ・ビル施設等事業者株式の取得対価は8億4,700万円（運営権者はビル会社の発行済株式総数のうち84.7%（※）を取得）
※一部株主は出資を継続
- ・運営権対価は0円

(10) 官民リスク分担

- ・実施契約等に特段の定めがない限り、本事業に係るリスクは運営権者が負う。
- ・運営権者が運営権設定対象施設の物理的損壊を対象とした保険を付保することを義務付けない。
- ・自然災害等に加え、疾病等により3か月以上にわたり空港運営に関する機会損失がある場合、損失補償は、県・運営権者の協議で決定

(11) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ・運営権者は、県事由によって実施契約の履行が不能となった場合、契約を解除でき、県は、運営権者の損害を補償する。
- ・県は、運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、契約を解除でき、運営権を取り消し、運営権者は県に違約金を支払う。
- ・実施契約を終了する場合、運営権者は、県又は県が指定する第三者に対する引継ぎに協力する義務を負う。

3 応募者の参加資格要件

- ・応募者は、単体企業又は複数の企業によって構成されるコンソーシアムとする。
- ・資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。変更せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議し、変更を認めた場合はこの限りではない。
- ・応募企業又は代表企業には、公共施設等運営事業ほか一定の実績を求める。

4 今後のスケジュール

令和6年度	特定事業選定、募集要項等公表（2月頃）
令和7年度	優先交渉権者の選定（8月頃）、基本協定の締結、運営権の設定、実施契約の締結、ビル施設等事業開始、業務引継
令和8年度	空港運営事業開始（4月）